

住民監査請求監査結果報告書

(立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託について)

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

葛 飾 区 監 査 委 員

目 次

	頁
第 1 監査の請求	1
1 請求人	1
2 住民監査請求書の提出日	1
3 住民監査請求書	1
4 事実証明書	1
5 請求の要件審査	2
第 2 監査委員の除斥	2
第 3 監査の実施	2
1 監査対象部局	2
2 請求人の陳述	2
3 関係職員の陳述聴取	2
4 関係資料の提出	3
第 4 請求人が求める措置等の概要	3
1 請求人が求める措置	4
2 請求人の主張の要旨	4
第 5 監査の結果	5
1 関係法令	5
2 判断理由	6
3 結 論	8
4 付帯意見	9
別紙 1 葛飾区職員措置請求書（住民監査請求書）	11
別紙 2 請求人の陳述の要旨	19
別紙 3 請求人の意見陳述書（11月10日提出分）	27
別紙 4 請求人の追加意見書（11月14日提出分）	31
別紙 5 区関係職員の陳述の要旨	35
別紙 6 区関係職員の意見書「住民監査請求に係る意見について」	41
（11月10日提出分）	
別紙 7 立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託契約書	45
別紙 8 契約承継の承諾について（令和4年2月14日付け）	47
別紙 9 事業計画書（令和4年度契約分）	49

別紙 10	立石駅周辺地区街づくり検討業務委託（債務負担行為）・・・・・・・・	57
	参加希望申請要件等	
別紙 11	立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託の・・・・・・・・	59
	受注者の業者基本情報	
別紙 12	立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託の実績調査票・・・・・・・・	61

（個人情報の保護の観点により、一部、個人・法人名など、伏せて表記している。）

第 1 監査の請求

1 請求人

(省 略)

請求人代理人

東京都新宿区四谷本塩町 7-9 四谷ニューマンション 309

さくら通り法律事務所

弁護士 清水 勉

弁護士 出口 かおり

2 住民監査請求書の提出日

令和 5 年 10 月 10 日

3 住民監査請求書

別紙 1 のとおり

4 事実証明書

(1) 立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託(以下「本件契約」という。)の執行伺書

(2) 本件契約の公募型指名競争入札の公表及び希望票の受付について(回議用紙及び添付文書)

(3) 本件契約の入札(見積)経過調書詳細(物品)

(4) 本件契約に係る入札業者(3社)の業者基本情報

(5) 本件契約の契約書

(6) 本件契約に係る公募型指名競争入札の実績調査票及び提出時の添付書類(入札業者3社分)

(7) 受注者の契約承継元の臨時株主総会議事録

(8) 立石駅周辺地区賑わい創出推進業務委託(特命随意契約)(令和3年度)契約書

(9) 令和5年11月13日付け情報公開請求書の写し(本件契約等の業務計画書)

5 請求の要件審査

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の所定の要件を備えているものと認めて監査を実施した。

第2 監査委員の除斥

本件請求において、反町直志監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第3 監査の実施

1 監査対象部局

総務部契約管財課、都市整備部都市計画課（立石駅南街づくり担当課）

2 請求人の陳述

（1）実施経過

地方自治法第242条第7項の規定により、請求人に対して、令和5年11月10日に陳述と新たな証拠の提出の機会を設けた。

（2）請求人の陳述の要旨

別紙2のとおり

請求人代理人は、当日持参した意見陳述書（別紙3）に基づいて陳述を行った。

（3）陳述の補足

陳述当日に、監査事務局から、陳述の補足がある場合は、令和5年11月14日までに文書で提出すれば受け付ける旨を請求人に伝えた。請求人は、陳述の補足として、11月14日に資料（別紙4）を提出した。

3 関係職員の陳述聴取

（1）実施経過

令和5年11月10日に監査対象部局の関係職員による陳述の聴取を行った。

（2）関係職員の陳述の要旨

別紙5のとおり

関係職員は、当日持参した意見書(別紙6)に基づいて陳述を行った。

4 関係資料の提出

総務部契約管財課及び都市整備部都市計画課(立石駅南街づくり担当課)から、次に掲げる関係資料の提出を受け、本件監査請求に関する事実等を確認した。

- (1) 本件委託の公募型指名入札の公表及び希望票の受付に係る書類
- (2) 本件委託の入札経過調書
- (3) 本件委託の入札参加者の業者基本情報
- (4) 本件契約の入札参加者から提出された希望票及び添付書類
- (5) 「立石駅周辺地区にぎわい創出支援業務委託」(令和2年度契約)の入札参加者の業者基本情報
- (6) 「立石駅周辺地区街づくり検討業務委託(債務負担行為)」(令和5年度契約)の入札参加者の業者基本情報及び入札経過調書
- (7) 本件委託の契約書、支出命令及び決裁時の添付書類
- (8) 本件委託の成果品(報告書、CD等電子記録媒体)の原本
- (9) 立石駅周辺地区賑わい創出推進業務委託(令和3年度)の事業承継に関する文書
- (10) 立石駅周辺地区賑わい創出推進業務委託(令和3年度)の事業継承に伴う調査資料
- (11) 立石駅周辺地区賑わい創出推進業務委託(令和3年度)の契約書、特命随意契約理由書及び成果品(報告書、電子記録媒体)の原本
- (12) 立石駅周辺地区にぎわい創出支援業務委託(令和2年度)の契約書及び成果品(報告書、電子記録媒体)の原本
- (13) 本件委託の業務計画書

第4 請求人が求める措置等の概要

葛飾区職員措置請求書、事実証明書、請求人陳述及び意見書等により、請求人が求める措置等を次のとおり解した。

1 請求人が求める措置

本件契約の締結は違法かつ不当なものであるため、本件契約の契約担当者である柏原前契約管財課長、本件契約の事業責任者である小林前街づくり担当部長及び大塚立石駅南街づくり担当課長、予算執行と職員に対する指揮監督の責任を負うべき立場である葛飾区長に対し、本件契約に基づく支払相当額1,199万円の損害賠償請求を求めるものである。

また、立石駅周辺地区街づくり事業は現在も進行中の事業であり、今後も街づくり検討業務委託等が行われる可能性がある。街づくり事業が続く限り、このような委託事業も続くとなれば、最終的に億単位の金額が支出される可能性もある。受注する事業者の選定に際しては、要件等を満たしていない事業者の入札参加や随意契約の相手方として選定することのないよう必要な措置を求めるものである。

2 請求人の主張の要旨

令和4年10月11日付けで契約締結した「立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託（契約額1,199万円）」は、立石駅周辺における賑わいのある商業環境の形成に向けた調整・支援を行うとともに、賑わい創出に繋がる方策等の提案及び検証を行うことを目的とした委託契約である。

本件契約は、専門的な能力があることを前提に、入札の競争性、透明性及び公平性をより一層高めるために「公募型指名競争入札」によることとした。しかしながら、本件契約の受注者は、入札参加の前提となる「参加希望申請要件」を満たしておらず、入札に参加させたことは誤りであり、落札したとしても失格扱いとして本件契約を締結すべきではなかった。

また、令和5年11月14日に提出された「追加意見書」（別紙4）において、次のとおり追加の主張があった。

本件契約の受注者は代表者1名の実質的な個人事業主であり、主任技術者及び担当技術者を各々配置できるはずがなく、再委託によって技術者を配置したのであれば、区の承諾を得なければならない。承諾を得ず

に他社の従業員によって業務を遂行させていた場合は、契約違反にあたり、区は本件契約を解除すべきであった。

さらに、本件契約等の契約書において、「受注者が業務遂行にあたって、業務実施体制を含む業務計画書を作成し、区担当者に承認を得るものとする。」と定められているが、受注者は、業務計画書を作成し、区の承認を得ていないのではないかという疑いがある。

第5 監査の結果

1 関係法令

(1) 地方自治法

第242第1項

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

(2) 葛飾区契約事務規則

第6条

区長は、政令第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めた場合においては、その定めるところにより、一般競争入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査し、資格を有すると認める者又は資格がないと認める者に対し、それぞれ必要な通知をしなければなら

ない。

- (3) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

第2条第5項第2号

契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

第2条第5項第4号

特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

2 判断理由

- (1) 本件契約の公募型指名競争入札への参加の前提となる参加希望申請要件を受注者が満たしていないという主張について

ア 請求人は、受注者が実績として示した、令和2年11月11日付け契約の「立石駅周辺地区にぎわい創出支援業務委託」（以下、「令和2年度契約」という。）については、受注者の創立前に履行が完了した契約であって、受注者の実績ではないと主張する。また、受注者が実績として示した、令和3年7月8日付け契約の「立石駅周辺地区賑わい創出推進業務委託（特命随意契約）」（以下、「令和3年度契約」という。）は、その受注者と本件契約の受注者の間の業務譲渡契約に基づき、引き継いだ契約に過ぎないと主張する。

契約管財課の意見書によれば、令和3年度契約をもって判断したとしていることから、令和3年度契約に関する事実確認を行った。令和2年4月1日付け委託契約約款第2条に基づき、令和4年2月2日に契約承継届を受領し、その際に提出された「臨時株主総会議事録（令和4年1月11日開催）」、「業務譲渡契約書（令和4年1月18日付け）」、各々の「登記簿謄本及び印鑑証明書（令和4年1月28日、令和4年2月1日発行）」を確認の上、令和4年2月14日付けで承諾している。書類

手続上の瑕疵は見当たらないが、受注者の履行能力を確認したものとは言えない。

イ 請求人は、受注者の人員体制は代表取締役 1 名であり、2 名以上の技術者を配置することができる会社ではないと主張する。

陳述聴取において、柏原前契約管財課長は、技術者の配置について、社員が 1 名であっても事業を行う際に雇用形態にはこだわらず、必要な人員が配置されれば良いとしている。また、区側の提出資料により、受注者が提出した「実績調査票」に記載されている主任技術者及び担当技術者は異なる人物であり、本件契約の主任技術者及び担当技術者は、令和 3 年度契約の技術者と同一人を行うことを契約管財課担当職員が電話で確認をしている。しかしながら、区側では、雇用形態までは確認していない。

以上のことから、受注者が本件契約の入札参加となる要件を満たしていると判断したことについては、疑義はあるものの誤りがあったとは言い難い。

(2) 再委託の承認を受けていないとする契約違反について

請求人は、再委託の承諾を得ず、他社の従業員によって業務を遂行させていた場合は、契約違反にあたり、区は本件契約を解除すべきであったと主張する。

契約管財課に、本件契約の主任技術者及び担当技術者に関する業務の再委託等の承認に関する資料の提出を求めたが、「再委託の協議が出ていないため、書類は存在しない」との回答があった。また、前記(1)のイのとおり、柏原前契約管財課長は雇用形態にはこだわらず、本件契約と同様の委託業務の技術者であれば、業務の遂行が可能と考えていたことから、区側の対応に疑義はあるものの再委託があったとも言い切れない。

(3) 業務計画書の作成について

請求人は、受注者は業務計画書を作成しておらず、承認も受けていないと主張する。

本件契約の仕様書の中で「受注者は業務遂行にあたって、業務実施体

制を含む業務計画書を作成し、区担当者の承認を得るものとする。」とされている。都市計画課から提出された「業務計画書」により、令和4年10月12日付けで受注者から提出され、承認していたことを確認した。

- (4) 事業者の選定に際して、要件等を満たしていない事業者を入札に参加させたり、随意契約の相手方として選定することのないよう必要な措置を求める主張について

請求人は、立石駅周辺地区の街づくり事業が続く限り、このような委託事業も続くとなれば最終的に億単位の金額が支出される可能性もあることから、事業者の選定に際しては、要件等を満たしていない事業者の入札参加や随意契約の相手方として選定することのないよう措置を求めると主張する。

陳述聴取において、大塚立石駅南街づくり担当課長は、令和5年度からの立石駅周辺地区における街づくり事業は、いままでとは異なるエリアマネジメント業務が必要になるため、事業の進め方が変わっていくとしている。また、令和5年度の立石駅周辺地区街づくり検討業務委託においては、公募型指名競争入札の要件に国又は葛飾区を除く地方公共団体の実績を加えたことで、受注者とは違う事業者が選定されている。

- (5) 損害の発生について

住民監査請求の対象となる財務会計行為については、平成6年9月8日最高裁判所の判決では、「住民監査請求は、地方公共団体の職員等による違法または不当な行為等により当該地方公共団体が損害を被ることを防止するために定めたものであるので、住民監査請求の対象となる行為は、当該地方公共団体に損害を与えるものでなければならない。」と判示されている。

3 結論

以上のこと、加えて1年以上経過しているため監査対象外となるが、関係人への陳述聴取や関係資料から確認した、令和2年度の指名競争入札及び令和3年度の特命随意契約の経緯を踏まえれば、違法又は不当な入札により区に何らかの損害が発生している可能性があることは否定できないも

の、現時点では、区職員と受注者との相当因果関係が明らかとなっていないことから、区に損害が発生していると断定することはできない。

よって、本件請求は理由がないものと認め、棄却する。

監査委員としては、今後の裁判等の動向に注視しつつ、その結果によっては、職員に対する損害賠償請求及び懲戒処分を勧告するものである。

4 付帯意見

本件監査の過程で知り得た次の事項については、区内企業に配慮しつつ区民に疑念を抱かれぬよう、次の対応を求めるものである。

(1) 入札及び契約について

ア 本件のような成果物の作成を必要とするコンサルタント業務委託については、品質が保証されない低価格入札を避けるため、葛飾区契約事務規則第30条の請負契約とみなし、最低制限価格を設けること。

イ 契約内容の達成に必要な入札参加資格を適宜適切に設定するとともに、葛飾区契約事務規則第6条に基づき参加資格要件審査を厳格に行うこと。

ウ 受注者の実情が、入札参加資格及び契約内容と異なる場合には、速やかに事実関係を確認し、必要な措置を講じること。

(2) 特命随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないとき」とは、相手方が資力や信用、技術、経験等に優れることから、最初から明確な意図を持って競争入札をしないことを指すものである。

したがって、本件のように結果的に一社しかいないことを特命随意契約の理由とすることは不適切であることから、政令の趣旨に則した運用に改めること。

(3) 再委託について

民法第644条の2第1項は、あらかじめ委任者の承諾を得ていない再委託は原則禁止としている。特に区の業務は区民の税金を使用し、区民の個人情報を取り扱う場合もあることから、受注者の責任の所在は常に明確でなければならない。

再委託とは、①受注者の役員、②受注者と雇用契約のある従業員、③受注

者が労働者派遣法に基づき派遣された従業員以外の者に業務を委託することをいう。したがって、本件のように雇用形態にはこだわらず、必要な人材が配置されれば良いとする対応は不適切である。

入札にあたり、再委託を予定している場合は、再委託先、再委託内容、理由などを明らかにする書面を提出させるなど、区民の信頼を第一に法の趣旨に即した運用に改めること。

(4) 成果物について

本件のようなコンサルタント業務委託の成果物については、その成果を明らかにするため、遅くとも第2回定例会の所管委員会へ報告するものとし、報告できない特別な理由がある場合には、所管委員会の了解を得ること。



葛飾区職員措置請求書

令和5年10月10日

葛飾区監査委員 殿

請求人

住 所

氏 名

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町7-9

四谷ニューマンション309

さくら通り法律事務所（連絡・送達先）

電話03-5363-9421 FAX03-5363-9856

上記請求人代理人

弁護士 清水 勉

弁護士 出口 かおり

第1 監査請求の趣旨

- 1 令和4年10月11日付立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託契約（資料1、以下「本件委託契約」という。）について、地方自治法242条1項の規定に基づき、違法かつ不当な本件委託契約を締結した柏原正彦葛飾区総務部契約管財課長（当時）に対し、契約金額相当額である1199万円の損害賠償請求をすることその他の必要な措置を講ずることを求める。
- 2 地方自治法242条1項の規定に基づき、本件委託契約について、青木克徳葛飾区長（当時）に対し、契約金額相当額である1199万円の損害賠償請求

をすることその他の必要な措置を講ずることを求める。

- 3 地方自治法242条1項の規定に基づき、本件委託契約に基づく支出命令をした職員及び青木克徳葛飾区長（当時）に対し、支出相当額である1199万円の損害賠償請求をすることその他の必要な措置を講ずることを求める。

第2 監査請求の理由

1 立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託契約

立石駅周辺地域は、京成押上線の連続立体交差事業及び都市計画道路補助274号線整備事業と併せた、駅周辺の一体的な整備が検討されており、現在、地元権利者が主体となって、賑わいの創出や防災性の向上、居住環境の充実を図ることを目的に、3つのエリアで再開発事業による街づくりが進められている。

この街づくり事業は、今後、長期にわたって地域の活性化や地域住民の生活に多大な影響を与えるものであることから、葛飾区は、立石駅北口地区・同駅南口地区（同駅東口地区及び南口西地区）に対する支援を行うほか、同駅周辺地域におけるエリアマネジメント及び賑わい創出について調査を行ってきた。

葛飾区は、令和4年度について、今後の活動を円滑に進められるよう、3地区の連携による賑わいのある商業環境の形成に向けた調整・支援を行うとともに、立石駅周辺における賑わい創出に繋がる方策等の提案及び検証を行うことを目的として、立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託契約の発注を行うこととした（資料1）。

2 公募型指名競争入札

立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託契約の発注にあたり、葛飾区は、専門的能力があることを前提に、入札の競争性、透明性及び公平性をより一層高めるために、葛飾区に入札参加資格登録がある事業者の中から、能力がありかつ同契約の受注意欲がある事業者を公募し、この公募事業者の中から指名業者を選定する必要がある。

あるとして、契約相手の選定については、公募型指名競争入札によることとした（資料２）。

3 入札結果

「入札（見積）経過調書詳細（物品）」（資料３）から、立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託契約について入札に参加した事業者は[]（資料４、以下「[]」という。）、[]（資料５、以下「[]」という。）、[]（資料６、以下「[]」という。）の３社で、入札の結果、令和４年１０月７日、[]が落札したことがわかる。

4 本件委託契約の締結

前記入札結果を踏まえて、令和４年１０月１１日、柏原正彦葛飾区総務部契約管財課長（当時。以下「柏原課長」という。）は、[]と本件委託契約を締結した（資料７）。

本件委託契約書（資料７）によれば、履行期間は契約締結日の翌日である同月１２日から翌年の令和５年３月１７日までの約５ヶ月間であり、成果品として報告書を納品し、納品物について都市計画課検査担当者による検査を受けた上で、検査終了後に受注者である[]の請求に基づき一括払するとのことである。

そうだとすると、具体的な時期は不明であるが、すでに委託料１１９９万円が[]に支払われている。

5 []に入札への参加資格がなかったこと

(1) 参加希望申請要件がないと参加できない入札であること

「公募型指名競争入札」により選定される本件委託契約について、入札に参加する者は、資料２に記載された参加希望申請要件を満たすことが前提である。

本件委託契約の参加希望申請要件は、資料2、3枚目記載の「第1 要件」1ないし4記載のとおりであり、入札への参加を希望する者は、同「第2 希望票に添付する書類」1ないし3の書類を希望票に添付して、郵送等・FAXにより葛飾区に提出する必要がある。[]と[]の実績調査票及び添付資料（資料8、9）からわかるように、この2社は参加希望申請要件を満たしている。

(2) []は参加希望申請要件を満たしていない

ア []に「受注した」実績はない

資料2、3枚目記載の「第1 要件」1は、「駅周辺の市街地で複数地区に跨ったエリアマネジメント・・・の活動支援に関連する業務を受注した実績」を有していることを定め、同2は「エリアマネジメントを担う組織の設立に向けた検討・支援に関連する業務・・・を受注した実績」を有していることを定めている。

[]が葛飾区に提出した「実績調査票」（資料10）によると、[]が「第1 要件1」及び「第1 要件2」に該当する契約案件として記入した内容は、①令和2年11月から令和3年3月が履行期間の立石駅周辺地区にぎわい創出支援業務委託契約と、②令和3年7月から令和4年3月が履行期間の立石駅周辺地区賑わい創出推進業務委託（特命随意契約）の2件であるが、①は[]設立前に履行が完了した契約であって、[]の実績ではない。

②も[]（以下「[]」という。）が受注した契約であって、[]が受注した契約ではなく、[]は[]との業務譲渡契約に基づき[]から引き継いだ契約に過ぎない。

そうすると、[]は「第1 要件」1及び2が定める受注実績を有しておらず、入札に参加する資格がなかったと言わざるを得ない。

イ 主任技術者及び担当技術者の配置に関する疑問

また、「第1 要件」3は、「第1 要件1」と「第1 要件2」に該当する業務を担当した技術者を主任技術者及び担当技術者として、各々配置することを求めて

いる。「各々配置」ということは、主任技術者と担当技術者を同一人物が兼ねることはできず、最低でも2名の技術者を配置する必要があることを意味する。しかし、[]にこのような配置ができているとは考えられない。

前記①の契約は[]設立前のもので、同契約の主任技術者及び担当技術者は[]の従業員ではなく、本件委託契約において①契約の主任技術者及び担当技術者を配置できるとは考えられない。「実績調査票」(資料10)の「配置予定者」として、「主任技術者」及び「担当技術者」のいずれの氏名も記載されておらず空欄になっており、本件委託契約の主任技術者及び担当技術者の配置ができていないことがわかる。「実績調査票」の右下部分に、手書きで「9/27 [] ■■■■確認。」「配置予定者も同じとのこと。」とあるが、この記載により「第1要件」3を満たしているといえるかは疑問である。

そもそも[]は令和3年8月4日に設立された新しい会社で、役員は代表取締役[]のみ、本店所在地の[]は住居用マンションの一室で、公道から見て同社の所在を明らかにする看板や表札が表示されているようにも見えない。[]の業者基本情報（資料6）によれば、従業員数は1名しかおらず、必要な事業活動を遂行するための人的配置ができるようにはとても見えない。[]以外の事業者については担当者の電話番号が開示されているにもかかわらず（資料4、5）、[]だけは担当者の電話番号が開示されておらず、事業者として対外的に公開できる連絡先電話番号すらない。そうすると、名実ともに代表者ひとりだけの会社ではないかという疑いすらある。

⑥ 違法かつ不当な契約及び支出であること

(1) 柏原課長について

5で指摘した問題点は、いずれも、 が提出した希望票及び添付書類を確認すれば、葛飾区契約管財課及び同区都市整備部都市計画課等の担当課において容易に判るものである。

参加希望申請要件を満たさない[]を入札に参加させたことは誤りであり、落札したとしても失格扱いとして、本件委託契約を締結すべきではなかった。

にもかかわらず、柏原課長が本件委託契約を締結したことは不当である。また、柏原課長には参加希望申請要件を満たさない会社と契約する権限はなく、裁量権の逸脱・濫用として違法である。

(2) 支出命令権者について

参加希望申請要件を満たさない[]との本件委託契約は私法上無効であるか、少なくとも契約解除できることは明らかである。

無効又は解除事由がある本件委託契約について、[]に対する委託料を支出すべきではなかったにもかかわらず、支出命令権者が支出命令をしたとすれば、これも違法かつ不当である。

(3) 青木区長について

青木克徳葛飾区長（以下「青木区長」という。）は、葛飾区の予算執行責任者であり、かつ、職員に対する指揮監督責任を負うべき立場にある。

[]を入札に参加させたことや、落札後に柏原課長が本件委託契約を締結することについて、青木区長がこれを指示又は容認する等によって関与していた場合は、青木区長には指揮監督上の故意又は過失が認められ、柏原課長と連帯して損害賠償責任を負う。

7 その他必要な措置について

立石駅周辺地区の街づくり事業は現在も進行中の事業であり、葛飾区では、今後、この地区の街づくり検討業務委託事業等について、入札を実施したり、随意契約を締結する可能性がある。

この委託事業に支出される公金は、契約期間が約半年の本件委託契約に限っても1000万円以上である。街づくり事業が続く限り、このような委託事業も続くと

なれば、最終的に億単位の金額が街づくり検討業務委託事業に支出される可能性もある。

自治体が行う事業の費用対効果は慎重に検討されるべきであり、受注する事業者の選定に際しても、事業活動の実態が疑わしく、実績ある技術者が複数名在籍しているかが疑わしい のような会社を入札に参加させたり、随意契約の相手方として選定されることのないよう必要な措置を講じるべきである。

地方自治法 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

事 実 証 明 書

- 資料1 執行伺書（立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託）
- 資料2 回議用紙（公募型指名競争入札の公表及び希望票の受付について）
- ※ 下線は請求人が引いたもの
- 資料3 入札（見積）経過調書詳細（物品）
- 資料4 業者基本情報
- 資料5 業者基本情報
- 資料6 業者基本情報
- 資料7 委託契約書（立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託）
- 資料8 の実績調査票及び添付資料
- 資料9 の実績調査票及び添付資料
- 資料10 の実績調査票及び添付資料

住民監査請求に係る請求人の意見陳述要旨

開催日時 令和5年11月10日（金） 午前9時30分～10時15分
場 所 男女平等推進センター 2階 視聴覚室
監査委員 今関代表監査委員 峯岸監査委員 山本監査委員
請求人 請求人・請求人代理人（2名） 省略
立会人 柏原生涯学習課長（前契約管財課長） 疋田契約管財課長
目黒都市計画課長 大塚立石駅南街づくり担当課長
事務局 加納監査事務局長 篠崎監査担当係長
板倉監査担当係長 梅崎監査担当係主査
傍聴人 22人

【請求人の陳述】

請求人

私がこの住民監査請求を行った理由は、「立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託」を設立したばかりで技術者も十分にいないような会社を葛飾区は指名し入札に参加させ、契約し、多額の税を支払ったことが法律違反と考えたためであります。場合によっては、公正取引委員会の意見を伺ってみたいと思っています。監査委員におかれましては1, 199万円の支出が違法であることを、黒塗りでない資料等もご確認いただき、その支出をさせた区長らに葛飾区に返還を求めるご意見を出してくださることを切に望みます。

請求代理人

～別紙「意見書」を読み上げる～ 以上です。

【質疑応答】

監査委員

なぜ一般競争入札から公募型指名競争に変わったと思いますか。

請求人代理人A

令和3年度から特命随意契約であったことは極めて疑問があると考えますが、競争入札、公募型にすること自体は、非常に公平性が保てるものです。そのことは区を評価します。

問題は、本件契約の受注者をなぜ実績がある業者、所定の要件を満たす業者として、指名業者として選定したのかという点であります。受注者を区側が指名業者として選定したのか過程について、区側にご確認いただきたいと思います。

請求人代理人B

競争入札は、安い金額さえ出せば入札できるが、公募型指名競争入札は、入札前に仕事ができる能力、実績を区の方で確認することができます。だから、安価で品質の高い仕事ができる業者を選定できるという仕組みです。

資料によると、本件契約も実績が必要だとなっていますが受注者に対しては、実績をどのように確認し、どう評価して入札に参加させたのかが曖昧で、この会社の実績が見えないことに危惧しています。

監査委員

実績は、なぜ無いと主張できるのですか。

請求人代理人A

まず、この受注者は、令和3年8月に設立したばかりであること。従業員1名であること。売上高がないこと。(令和4年1月時点)などから、果たして実績があるといえるのか。

実績というのは、その売上高だというやりとりが、葛飾区議会の決算審査特別委員会でもありました。売り上げがないというのは、実績がないということだと考えます。

請求人代理人B

これは最近入手したわけですが、担当の方は、リアルタイムで確認できるはずです。これを前提として、実績があるという評価はできないのではないかと、区の方は、前からこのことをわかっていたと考えざるを得ないということです。

監査委員

実績については、そういった考えになっても仕方がないと思います。繰り返しになりますが、受注者の2人の技術者の存在を疑わしいと思う理由を確認させてください。

請求人代理人A

登記事項を見ても代表者1名だけの会社です。この資料11の臨時株主総会議事録を見ても、従業員1名で、他に人がいない状況で主任技術者と担当技術者の2名を配置できるわけではないということは、葛飾区でも、公募型競争指名競争入札の要件を、公表して、希望を受け付けた時からわかっていたはずだと認識しております。

請求人代理人B

補足しますと、既に提出しております資料4、A社は、総従業員数が1202

名。もう一つのB社は69名います。申請種目情報やそれぞれの格付も含めて、実績があるということが、この規模からしても、十分推測できるところで、監査委員の方では当然この墨塗りの部分もご覧になると思いますので、そういったものを比較して2名の技術者がいるのかどうか、それから実績を比較してみて、この2社と同レベルで競争できるような実績が、受注者にあるのか、ご確認いただきたいと思います。

監査委員

従業員1人で2人配置っていうのは難しいと思います。

監査委員

人数が違うなど、受注者の入札に関しても、誤りではないかということが先ほどの話でもあったと思います。そういった意味では改めてお伺いします。

請求人代理人A

仮に、令和4年度の公募型指名競争入札に応募するということで希望票を出したとしても、区は指名業者として選定すべきではなかった理由ですね。

公募型指名競争入札には参加するための実績が必要であることは、区が作成した資料からも明らかです。主任技術者と担当技術者がそれぞれ配置できないことも一つですが、再開発の受注した他のマネジメント、その活動支援に関連する業務を受注したという実績が、実際にはなかったのではないかと思います。

形式的には、契約承継した葛飾区の令和3年度の委託業務があったわけですが、区では、この令和3年度の委託契約について、説明できる成果はなかったという認識でありながら、これを実績として、指名業者としたことが間違えたと考えております。

監査委員

受注者との契約、それ自体が不当だということですね。あとは裁量権の逸脱だとか、内容というか、そういう形でちょっとお話をされたように思います。改めて理由を簡潔に述べていただけますか。

請求人代理人A

先ほどおっしゃった裁量権の逸脱があるというのは、今回の委託検討自体が違法だということがひとつの指標です。しかし、その裁量権の逸脱・濫用に至っていない、つまり違法ではないというふうに、判断なさったとしても、それが妥当なのかということが判断できるのは、この住民監査請求の良いところだと考えています。

妥当であったかどうかというところを見ていただいた上で、裁量権の逸脱・濫

用については、公募型指名競争入札で、希望票を受注者が提出した時に、所管課と契約管財課両方が、指名業者に選定するかどうかを検討したときに、今まで申し上げた状況で、実績があると評価できない、要件を満たしているとは考えられない会社であったにも関わらず、指名業者に選定したというところが、区が自ら立てた要件に反したという点に、裁量権の逸脱・濫用があると考えております。

監査委員

先ほどの技術者を含めて従業員が2名のところ1名ということが、契約というか、説明のとおり、難しいということですね。

請求人代理人A

なぜ、契約管財課長が受注者を指名業者に選定したかということについて、契約管財課長自身がどうだったか、どなたかからの働きかけがなかったのかというところについて、事実関係をご確認いただきたいと思っています。

契約管財課長より上の立場の方、それは区長なのか、あるいは、葛飾区議会でのやりとりを見て、小林副区長のお名前も挙がっておられて、契約管財課長が答弁すべきかなりの部分を、小林副区長が答弁なさっているとすると、事実上、小林副区長が指名業者の選定に何らかの影響力を及ぼしているのではないかということ疑ってしまいます。こういった点は、ぜひ事実関係を確認いただきたいと考えております。

請求人代理人B

区議会での議論では、副区長の説明がものすごく大量で且つ細かい。副区長になる前の時点で、受注者の契約承継元などと相当意見交換されているというような答弁をされています。地元の業者と担当課の方でお話するのはいいのです。そのあと、多くの地元の業者とお話をする分には、地域の活性化に繋がっていくと思いますが、仮にその特定の業者だけだとすると、その業者と癒着をしているのではないかということ疑われます。受注者の契約承継元との流れを決めておくことで、自分がその流れから抜けた後に、部下の人達は、上司の続けてきた流れというか業務をつなげるのが普通のやり方です。自分達で作った公のルールを逸脱していながら、流れでやってしまったと危惧します。

その場合には、財務会計上の違法問題ではなくて、不法行為の問題ということもある可能性があります。

不法行為というのは民法で規定された大ざっぱな法律ですので、違法性はないけど妥当性を欠くという部分もあります。監査委員においては、なぜ、担当課がこんな暴走をしてしまったのかということも含めて、これからの葛飾区の財政の

健全化のためにですね、ご確認いただければと思います。

代表監査委員

最後に私から２点ほど質問いたします。

令和４年度の契約について、住民監査請求が出ておりますが、立石地区の賑わい創出というのは、令和２年度から行っている事業で、調べてみますと、関係性が深いわけですね。

一般常識として再開発１地区でも、マネジメントすることは非常に難しいことです。それを開発時期が違う３地区をいっぺんにマネジメントしていくというのは、はっきりと前例がないようなありえない話になっているのですが、それを葛飾区の方で企画をして、業者に発注するということは、かなり無謀なことかもしれないということを前提にこの事業についての実現性とか必要性とか、今、どのように考えていらっしゃるか教えてください。

請求人代理人Ｂ

ひとつ言いますと、下北沢の再開発、あそこでは地元の区議がかなり頑張りをまして、高架化をやめさせて、地下化をし、今行ってみてもわかるとおり高層ビルが建っておらず、昔ながらの下北の状況が残り、且つそれがレベルアップしている。ただ、一部はまだ広場みたいになってしまっているところもありますけれども、高層ビルを建てるのではなくて、都心のものとはまた違う、昔ながらのいいものを残しつつ、地元の人達も賑わうし、他の地域の人達も集まってくるというような街のつくり方は、特定の業者だけが街づくりをするのではなくて、議会も住民も、また、その地区に関心のあるそれ以外の人達も関心を持ってつくっていくやり方は、時間かかるかもしれないのですけれども、ひとつひとつ進めていくやり方は、地域をいきいきとしていけるやり方かと思います。

できることなら、この地区にああいうつくり方をしていただくと改めて活性化するような街づくりができるのではないかとすることに期待をしています。その期待も込めて、このようなやり方はやめましょうよと意味で、言わせていただきました。

請求人代理人Ａ

補足させていただきます。

令和２年から始まって、さらに言うと平成３１年頃からまちづくりの検討業務事業の委託がなされておりますが、毎年街づくりについての自治体はその賑わい創出というのをキーワードに、民間事業者に業務を委託するという自治体は、葛飾区だけでなく増えています。

先ほど請求人代理人Bが申し上げた下北沢の世田谷区のところもそうですが、この賑わい創出検討というのは、ちょっと中身が曖昧なだけに何をやっているかというところが、なかなか区民からもわかりにくい面があると思います。監査請求書の6ページの7で書きましたけれども、今までも毎年半年単位で1,000万近くの金額が支出され、これからもおそらくこの再開発事業が終わるまで続いていくものだと思います。

このようなこの賑わい創出検討委託業務というものの自体の内容の透明性というところをどのように確保するかということも、区として私どもは検討していただきたいというふうに考えています。

請求人

今、代表監査がおっしゃった、令和2年のところから始まっていると私も思っています。

なぜ、令和2年に受注者の契約承継元がこの時は指名競争入札で、公募ではありません。受注者の契約承継元は金属加工業者で一生懸命事業されています。それなのに、なぜ街づくりの委託業務に、令和2年度に指名競争入札で、わざわざ選んだのか。ここから始まっていると思います。

ただ、ご存知のとおり、住民監査請求では、そこまで遡れませんので、今回は令和4年度の契約がおかしいのではないかと住民監査請求をいたしました。

令和2年は指名競争入札、令和3年は特命随意契約、そして令和4年は公募型の指名競争入札。特命随意契約は受注者の契約継承元、そして受注者の契約承継元からどういうわけかわかりませんが、全く実績がないような受注者が事業継承で引き継ぎ、公募型指名競争入札で受託する、本当におかしな契約が令和2年からだと思います。

監査委員の皆様におかれましては、令和2年まで遡ってですね、なぜこういうことが起こったのかということを経験的な資料を見て、判断してもらいたいと切に願っております。

代表監査委員

最後になりますけれども、先ほど公正取引委員会の意見を今後は聞いていくようなお話もあったわけなのですが、本件は、賠償請求に関わる住民監査請求です。中身については、入札それから契約、そして成果物の検査、立ち会い、そこまで内容が入っておりますので、場合によっては入札談合等関与行為防止法いわゆる官製談合ですね、その関係を考えなかったのか、例えば、刑事告発をされるとかですね、その辺の検討はされましたか。

請求人代理人B

私もその官製談合の事件とか問題に取り組んだことありますが、難しいです。難しいというのは、やはり捜査力がないため、具体的な事実や細かいところがわからないので、むしろそれが名誉毀損になります。また、不法行為を告発することを非公開で行っても、疑わしいだけでは、私どもが加害者になります。

この仕組みはどう見ても、担当が作っているルールから逸脱しているから、これはミスではなくて、意図的なものがあつたとしか考えられないということになります。考えられないことを担当課だけでやったのか、担当課だけでやるわけがなく、では、誰がやったのかということになり、多分、誰かなという議論が出てくる。しかし、多分では駄目なわけです。それはそのひとに対する名誉棄損になりますから。

私どもは、その人を追求したいというよりは、葛飾区政を健全化させたいというのが請求人の考えです。その方には、今後、不正に加担しないでいただき、正常な仕事をしていただければ、良いと考えています。

住民監査請求は1年しか遡れません。代表監査委員が令和2年から始まっているとおっしゃるとおりで、そこのところからも考えて問題提起ができるならば、区にとっては一番いいことかなと考えます。

請求人

私は、公正取引委員会の件については、弁護士の話とおりでと思います。しかし、私達がやるだけではなく、正直、中の人だって告発できると私は思っています。私はこの住民監査請求で聞きたいのは、今、職員の皆さんが、本来、こんなことはおかしいと思っていること、多分ですが、上からのいろいろなことがあるのでしょうか。やらされているような気がします。接していく中で、その人がこういう仕事のやり方をするのが、信じられない。しかし、仕事であればやらざるをえないということもあると思います。この住民監査請求を後ろ向きに捉えるのではなく、これをきっかけに駄目なものは駄目だと、上からの圧力があってもしっかりと言えるよう、職員の皆さんに考えてもらいたいです。

事実を知っている人たちが、本当にこれを明らかにして、将来変えていただきたいというふうに願っています。以上です。

代表監査委員

以上で請求人の意見陳述を終了します。

令和5年11月10日

葛飾区監査委員 様

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町7番9号
四谷ニューマンション309 さくら通り法律事務所

弁護士 清水 勉

弁護士 出口 かおり

TEL 03(5363)9421 FAX 03(5363)98

意見陳述書

今回の住民監査請求について、請求人代理人として意見を述べます。

住民監査請求において、監査委員は、財務会計行為の違法性だけでなく、不当性についても監査できます。

本件について言えば、葛飾区が [] と立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託契約を締結して区の公金を支出したことについて、代理人は違法であると考えていますが、仮に監査委員が監査の結果、違法ではないと判断したとしても、妥当であったかどうかについても監査して、報告していただきたいと思います。

今回、監査請求した令和4年度立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託契約については、公募型指名競争入札を採用していますが、 [] がなぜこの入札に参加できたのか、指名業者に選定した判断に誤りはなかったかを、違法性だけでなく妥当性の観点からも詳しく監査していただきたいと思います。

[] は、令和3年8月に設立したばかりの会社で、葛飾区議会での議論を見ても、人員体制は代表者の [] 1名だけの、実質的には個人事業者であることがわかります。

[] の「実績」は、 [] から令和3年度の立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託契約の事業を承継したというだけで（資料10）。事業譲渡を受けた

ときの[]の売上高はゼロです（資料11）。

主任技術者及び担当技術者について、葛飾区が作成した参加希望申請要件では、「各々配置する」ことを求めているわけですから、同一人物が主任技術者と担当技術者を兼ねることはできず、最低でも2名の技術者を配置する必要があるわけですが、[]1名だけの[]にこのような配置ができるはずがありません。

実際に[]が誰を主任技術者とし、誰を担当技術者としているのか、請求人が開示請求した資料では、氏名欄が墨塗りになっていてわかりませんでした。監査委員の皆様は墨塗り無しの資料を確認できるはずですから、墨塗りのない資料を見て、これら技術者が[]の従業員であるかを確認していただきたいです。

もし、[]の従業員ではなく協力会社の者の氏名が書かれていたとすれば、協力会社と[]とはどのような契約をしているのか、事業所管課や契約管財課が、この点について[]にどのような確認を行い、どのような理由で問題なしとして指名業者に選定することとしたのか、理由を詳しく確認していただきたいです。

葛飾区議会（決算審査特別委員会）での議論によると、令和3年度の業務委託契約については、特命随意契約で[]と契約したものの、委託したとおりの成果が区に届いておらず、説明できる成果がなかったとのことでした。

令和3年度の業務委託は[]が事業譲渡を受けたものであり、公募型指名競争入札に参加するための実績として[]が唯一、主張できる仕事です。

この唯一の仕事の実績について、区が委託したとおりの成果ではなく、対外的に説明できる成果ではなかったことが事業所管課でわかっていたのなら、この実績では、公募型指名競争入札の指名業者に選定できないと判断することになるはずです。

にもかかわらずなぜ、事業所管課や契約管財課が[]を指名業者として選定したのか、ますます不可解です。

区議会で、小林宣貴副区长は、[]について従業員は[]名であること

を事実上認めつつ、自らの記憶によればとして、[]には、「商業コンサルタント」として実績のある方々が技術協力なり協力企業として名を連ねていたと説明しています。

そうだとすると、[]は、自社だけでは委託業務を遂行できず、他社の従業員や個人に委託業務を一部又は全部遂行させていたことになります。これは、[]に委託業務を遂行する能力がないことを事実上認めたようなものです。

葛飾区も、[]が自社以外の者に仕事をさせることは想定していないはずであり、[]が契約違反行為をした可能性があります。

契約違反をした会社に対しては、契約違反を理由に契約解除することが通常であり、契約違反の事実を知らながらこれを見過ごすことは、葛飾区に対する背信行為です。この点についても、詳しく監査していただきたいと思います。

以上



令和5年11月14日

葛飾区監査委員 様

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町7番9号
四谷ニューマンション309 さくら通り法律事務所

請求人代理人

弁護士 清水 角

弁護士 出口 かおり

TEL 03(5363)9421 FAX 03(5363)9

追 加 意 見 書

第1 11月10日の意見陳述について

1 全文反訳をお願いしたいこと

11月10日の意見陳述について、監査事務局において記録のために録音をしていただいたことに感謝申し上げます。

この意見陳述について、監査結果報告書作成のために要旨を作成されることと思いますが、多少時間がかかっても構いませんので、要旨だけでなく、録音内容の全文を反訳した議事録も作成していただきたく、本書面で申し入れます。

2 「議事録」と述べた部分について

意見陳述の要旨及び全文反訳を作成されるにあたり、請求人代理人の発言に一部訂正があります。請求人代理人□が「議事録」と述べた部分がありますが、これは葛飾区議会の本会議や委員会などでの議論によることを指したものであり、「議事録」というのは言い間違いです。「議事録によると」等の発言は、「議論によると」等と修正してくださるよう申し入れます。

第2 追加意見について

1 柏原前契約管財課長の発言について

11月10日の意見陳述の場において、柏原前契約管財課長は、令和4年に□

ていますので、以下、この点について意見を補充します。

- (2) 令和2年度の賑わい創出支援事業は指名競争入札であり、区が指名した業者のみが参加できる入札でした。このような場合、区は、当該事業を遂行する能力及び実績のある事業者を指名業者に選定して、入札に参加させることになるはずです。意見陳述において、区側の職員の方は、[]を指名業者とした理由について、物品等業者指名要綱と運用基準に基づき指名した、区内の業者であり、過去に同種事業の実績がある、見積もり提出等を総合的に勘案して指名したという説明をしておられました。

しかし、[]は、もともと葛飾区内で溶接プレス加工を行う小規模な非上場の株式会社で、賑わい創出支援事業のような、まちづくりや地域開発を行った実績も見当たりません。[]自体、令和2年5月25日に登記上の目的欄を変更して、「都市開発、地域開発、その他土地開発等の事業に関するコンサルティング」を追加したというだけで、会社の人的・物的体制をかなり拡大した等の事情はありません。

[]が令和4年度の賑わい創出支援事業の公募型指名競争入札に参加できた唯一の実績は、[]から譲渡を受けた令和3年度の賑わい創出支援事業の業務委託契約（資料12）です。[]が令和2年度及び令和3年度に、賑わい創出支援事業の検討業務委託を受けた事実は、本件の住民監査請求と深い関係があります。令和2年度に[]が指名競争入札に参加できたのはなぜか。そして令和3年度に特命随意契約として引き続き[]と契約すると葛飾区が判断したのはなぜかを、監査委員の皆様詳しく調査していただきたいと思います。

3 業務計画書が作成されたか疑問があること

請求人はさらに、令和2年度及び令和3年度に葛飾区と契約した[]も、令和4年度に契約した[]も、いずれも、葛飾区と委託契約を締結した後、業務遂行にあたって、業務実施体制を含む業務計画書を作成して区担当者の承認を得た事実がないのではないかと、という疑念も抱いています。

令和4年度の仕様書「7 一般事項」(2)に、「受注者は業務遂行にあたって、業務実施体制を含む業務計画書を作成し、区担当者の承認を得るものとする。」

と書かれており、令和３年度の特命随意契約（資料１２）についても同様です。
おそらく、令和２年度の仕様書にも同様の記載があるものと考えられます。

しかし、請求人が過去に[]や[]と区との各委託契約について開示請求をした際は、業務計画書は開示文書の中に含まれておらず、対象文書として業務計画書があるとの説明も区から受けたことはありませんでした。請求人が知る限り、葛飾区議会においてこの業務計画書が話題になったこともありません。

請求人は、令和２年度から令和４年度にかけての賑わい創出支援事業に関する業務計画書及び区の担当者がこれを承認したことがわかる文書と特定して改めて開示請求しましたが（資料１３）、監査委員の皆様におかれましては、区の担当課を通じて、この業務計画書の存在及び内容も確認していただき、そもそも区が自ら作成した仕様書に基づき、[]や[]に業務計画書を作成してもらい、区が内容を確認して承認するというをやっていたのかをご確認いただきたいと思います。

以上

住民監査請求に係る区側の意見陳述要旨

開催日時 令和5年11月10日（金） 午前10時30分～11時15分
 場 所 男女平等推進センター 2階 視聴覚室
 監査委員 今關代表監査委員 峯岸監査委員 山本監査委員
 関係職員 柏原生涯学習課長（前契約管財課長） 疋田契約管財課長
 目黒都市計画課長 大塚立石駅南街づくり担当課長
 立 会 人 請求人・請求人代理人（2名） 省略
 事 務 局 加納監査事務局長 篠崎監査担当係長
 板倉監査担当係長 梅崎監査担当係主査
 傍 聴 人 22人

【前契約管財課長の陳述】

～別紙「意見について」を読み上げる～

【質疑応答】

監査委員

令和2年度の入札において、新規の実績のない4人の町工場に落札したのはなぜですか。

前契約管財課長

指名競争入札による契約で、入札について、物品等業者指名要項と同要項の運用基準に基づき選定しています。区内業者優先であり、業者登録があること、過去に同様な業務委託を受注した実績案件を発注する上での見積書提出の協力等を総合的に判断しました。

監査委員

決算審査特別委員会でのやり取りを聞いていましたが、最低価格を設けず、落札できるからと入札価格を教示したことはないですか。

前契約管財課長

最低価格は設けておりません。また、予定入札価格は事前に公表しています。

監査委員

そのような事実はないということによろしいですか。

前契約管財課長

はい。最低価格は設定自体がありません。

監査委員

令和3年度の契約は、なぜ予算を倍増して特命随意契約で締結したのですか。

立石駅南街づくり担当課長

3地区の商業環境を整えていくという難しい業務であり、すでに北地区の計画がかなり進んでいるため、ヒアリングを行い、見積書を徴取したところそのような金額になりました。

監査委員

委託内容をあえて難しくして、大手の事業者が入ることを妨害したのではないですか。

立石駅南街づくり担当課長

そのようなことはありません。各々の商業環境の整備も難しい中、さらに3地区、立石駅周辺地区全体の商業環境をマネジメントする考えが区にあり、目的がそもそも難しい業務であつたに過ぎません。

代表監査委員

特命随意契約理由書にも記載しているが、大手事業者も難しいという事業を4人の溶接プレスの会社が履行できると思ったのですか。

また、令和2年の報告書を見ましたが、内容はかなり質が落ちていると思いますが参考にしなかったのですか。そういう業者に安心して特命随意契約することができたのですか。

立石駅南街づくり担当課長

商業コンサルタントに尋ねたところ、前例がない難しい事業と言われました。しかし、受注者の契約承継元はやれるということでした。

代表監査委員

複数の大手事業者が難しいと言った業務は、通常、再構築してできるような具体的な仕様にして発注しなおすのが筋だと思いますが。

立石駅南街づくり担当課長

業者との調整などが業務で、令和3年度につきましては、令和2年度の仕事の内容とは違っているのでそこは期待をしてお願いをしました。

代表監査委員

令和3年度の報告書を見た限りでは、両地区の事業者や経営者の方、区の職員とやり取りしているが、北地区は先行して開発が進んでいて、入る余地はなく、南地区も、開発後の青写真ができていて既にマネジメントを行うという状況にはありませんでした。だから、大手事業者は、難しいと言っていたのではないので

すか。

立石駅南街づくり担当課長

非常に難しい仕事であることは理解した上で、区の方針としてチャレンジしよう、やってみようということで始めました。

代表監査委員

チャレンジで1, 200万円を使おうとするのですか。

監査委員

なぜ受注者をサービス業で登録させたのですか。

立石駅南街づくり担当課長

受注者の契約承継元から「契約承継願」の提出がありました。区がさせたことではありません。

監査委員

落札させるために参加させたのではないですか。

立石駅南街づくり担当課長

繰り返しになりますが、受注者の契約承継元の部署から申し出てきたことで、区がさせたものではありません。

代表監査委員

令和4年度には、今のままではサービス業でないと入札には入れないということで受注者に承継させて、入札に参加することが可能になったのではないですか。そういった辺りのことを担当者としてはご存じないということですね。

監査委員

受注者の契約承継元から受注者に契約承継したときに、何をもって確認したのですか。実態の調査や実在の確認はしなかったのですか。

前契約管財課長

所管課から報告を受けました。

都市計画課長

受注者の契約承継元と受注者が事業譲渡契約を締結した諸々の資料によって確認しました。登記もされており、提出された書類で確認がとれました。

監査委員

実態調査等の確認はせず、書類が揃っていればいいのですか。

都市計画課長

そのとおりです。

監査委員

なぜ公募型指名競争入札にしたのか理由を聞かせてください。

前契約管財課長

令和3年度は特命随意契約ということで、広く参加者を募りたいという所管課からの相談があったため、条件をつけるということで、公募型にしようということになりました。

監査委員

受注者を選定できないからこうしたわけではないのですか。

前契約管財課長

条件を満たしているかの観点からの資格審査で、事業者の規模は関係ありません。

監査委員

実績45日、職員1名、資本金100万円の受注者が資格ありとした理由はどのようなものでしょうか。

前契約管財課長

提出書類で実績として認めました。

監査委員

技術者2人ということですが、書類からはそう読み取れませんが。

前契約管財課長

過去に従事したことのある者が入れるという確認をして実績と認めました。

監査委員

しかし社員は1人ですね。

前契約管財課長

社員が1人であることとは別に、事業を行う際に必要な人員が配置できればいいと判断しました。

監査委員

それはパートや委託の従業員でもいいということですか。

前契約管財課長

過去に業務を行った実績のある人ならば構わないと判断しました。

監査委員

入札の時に実績のある人が登録しているということですか。

前契約管財課長

入札の際、事業者情報がリアルタイムで分かるわけではありません。

監査委員

リアルタイムで分からないのであれば、どこを確認するのですか。

前契約管財課長

提出された配置予定表の内容を、過去の実績と見比べて認めています。

代表監査委員

決算審査特別委員会時に、今まで出されることがない報告書が突然回覧されたが、どういう意図があったのですか。

立石駅南街づくり担当課長

委員会で、報告できるような成果が今はないと説明しましたが、見せられる成果がないのではないかととの質問があったので、副区長が成果品はありますという答弁があり、回覧したという状況です。

代表監査委員

北地区からも南地区からも苦言が出ています。区の描く絵図と業者のそれが食い違っていれば混乱を招くので、確かに委員会に報告はできないですね。

立石駅南街づくり担当課長

案を見せる前の段階で、先に議会へ報告すると現場が混乱します。調査の域を脱していないので報告する時期ではないと考えていました。

代表監査委員

請求人も言っていましたが、上から何を言われても「だめなものはだめ」と言えるようにしなければなりません。

前回の住民監査請求や、今回の件も裁判や、場合によっては捜査が入る可能性があります。自分の責任でやったのか、誰かの指示があったのか、各自教えてください。

前契約管財課長

働きかけなどはなく、通常どおりの契約事務をしました。

都市計画課長

令和3年度の契約承継、4年度の支出につきましては、自分の責任で行いました。

立石駅南街づくり担当課長

直属の上司と中身の確認をしながら、区としての方針どおり行いました。

代表監査委員

令和5年度の契約は、令和4年度とは違う条件が加わりました。国及び他団体の実績を公募の条件に入れた理由はなぜですか。

立石駅南街づくり担当課長

主管課と契約管財課で相談をして条件を入れました。

令和5年度からの取り組みが、協議会の支援や調整などの業務があり、過去に同じような業務を行ったことがある事業者に依頼したいと条件をつけました。

代表監査委員

今まで困難な仕事に尽力してきたのは受注者の契約承継元と受注者であるのになぜ入札に参加できないような条件にしたのですか。

立石駅南街づくり担当課長

前年度までは、商業に特化した仕事でしたが、今年度からは、地元に入って、町場を中心とした団体づくりをする必要があります、これまでとは異なるエリアマネジメントの仕事なので条件づけしました。

代表監査委員

先ほどの話では、条件を入れたことが伝わってこないですね。

違法性だけでなく、妥当性も確認できるのが住民監査請求のいいところです。この令和2年からの一連の入札、契約などを見ていると、区の行為は、教示、示唆、幫助と疑われかねないことです。手続きの正しさだけでなく、一般的な区民がおかしいよねという普通の気持ち、ある特定の会社に対して便宜を図るというようなことでは区民の納得を得られません。納得してもらえるように気をつけなければなりません。

以上を持ちまして、区関係職員の意見陳述を終了します。

令和5年11月9日

住民監査請求に係る意見について

地方自治法第242条の規定に基づき、令和5年10月24日付け5葛監第85号により通知された住民監査請求に基づく監査の実施について、当該住民監査請求に係る意見は下記のとおりでございます。

記

1 公募型指名競争入札とは

公募型指名競争入札とは、入札参加者を募集する「公募」と、入札者参加者を事前に選定する「指名」の特徴を併せ持つ入札形式である。公募型指名競争入札の場合は応募者の中からまず入札参加者の指名が行われ、その後入札となるところで手続が異なる。

本区の業務委託については、通常、指名競争入札を実施して受注者を決定しているが、立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託は、過去に同類の案件が少ないことや、受注する上で求められる条件があるため、公募型指名競争入札による方式を取ることとした。具体的には、参加希望申請要件を定めた上で、葛飾区に入札参加資格登録がある事業者の中から受注意欲のある事業者を公募し、選定するものである。

2 公募型指名競争入札に係る参加希望申請要件について

公募型指名競争入札に係る参加希望申請要件として、次の要件を定めた。

- (1) 平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に、駅周辺の市街地で複数地区に跨ったエリアマネジメント（地域住民や商業事業者等が中心となって、まちの魅力向上・活性化のために取り組む活動を指す。以下同じ。）の活動支援に関連する業務を受注した実績（履行中の業務を含む）を有していること。
- (2) 平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に、エリアマネジメントを担う組織の設立に向けた検討・支援に関連する業務（既存組織からの発展に向けた支援も含む。）を受注した実績（履行中の業務を含む）を有していること。
- (3) 「第1 要件1」と「第1 要件2」に該当する業務※を担当した技術者を主任技術者及び担当技術者として、各々配置すること。

※ 1つの契約又は複数の契約の中で「第1 要件1」及び「第1 要件2」

を満たしていれば可とする。

(例1)「第1 要件1」(該当する契約名:A)主任技術者X、

「第1 要件2」(該当する契約名:A)担当技術者Y

(例2)「第1 要件1」(該当する契約名:B)担当技術者Y、

「第1 要件2」(該当する契約名:A)主任技術者X

- (4) 葛飾区における物品の買入れその他の契約の競争入札参加資格の有資格者〔東京電子自治体共同運営電子調達サービスの資格審査申請から登録申請を完了し、物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票を交付されているもの。〕で、営業種目「123:都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。

3 落札者について

本件落札者である [] から提出された資料及び聞き取りにより、次のことを確認し、その要件充足性について判断した。

- (1) 受注実績を示す契約については、本区が発注した令和3年度の立石駅周辺地区賑わい創出推進業務委託が示された。この契約は、立石駅周辺の複数地区における立石独自のエリアマネジメントモデルの構築に向けた業務であること、エリアマネジメントの担い手となる関係者との協議・調整を行い、エリアマネジメントの実現に向けた検討・支援を行うものであることから、入札参加希望申請要件で定める受注実績要件を満たすものであった。

なお、受注実績として示された契約は、[] が受注したものであったが、これらの業務に携わった部署が令和4年1月18日に [] に業務譲渡契約により事業承継されていたことを確認することができたため、提出された実績調査票等により契約した事実についても承継したものと認め、参加希望申請要件として定めた受注実績として判断した。

このため、[] は、2記載の参加希望申請要件の(1)及び(2)を満たすと判断した。

- (2) 人員配置については、電話による聞き取りにより、本区が発注した令和3年度の「立石駅周辺地区賑わい創出推進業務委託(特命随意契約)」と同じ主任技術者及び担当技術者を配置することが確認できた。このことは、入札参加希望申請要件で定める人員配置要件を満たすものであった。

このため、[] は、2記載の参加希望申請要件(3)を満たすと判断した。

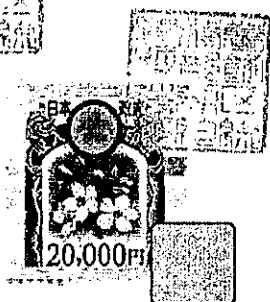
- (3) [] は、葛飾区における物品の買入れその他の契約の競争入札参加資格の有資格者〔東京電子自治体共同運営電子調達サービスの

資格審査申請から登録申請を完了し、物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票を交付されているもの。]で、営業種目「123:都市計画・交通関係調査業務」に登録があり、2記載の参加希望申請要件(4)を満たすと判断した。

4 結論

3(1)から(3)までに記載のとおり、は、立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託における公募型指名競争入札に係る参加希望申請要件を満たしており、監査請求人の主張は前提を欠く。そのため、監査請求人の主張には理由がない。

28/2

伝票番号 5600007653-00-00
都市整備部 都市計画課

委託契約書

1 件 名 立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託

2 履行場所 葛飾区指定の場所

3 契約金額

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	1	9	9	0	0	0	0

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,090,000円)

4 履行期間 令和 4年10月12日から令和 5年 3月17日まで

5 契約保証金 免 除

6 前払金 支払わない

7 契約年月日 令和 4年10月11日

上記の件名について、発注者と受注者とは、おののおの対等な立場における合意に基づいて、別紙約款により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

発注者と受注者は本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。



発注者(甲)

葛飾区

契約担当者 葛飾区総務部契約管財課長 柏原 正彦



受注者(乙)

住 所

商号又は名称
代表者氏名



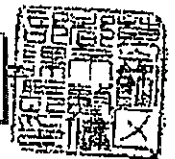
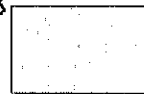
別紙 8

3葛都都第1101号
令和4年2月14日



様

葛飾区都市整備部
都市計画課長



契約承継の承諾について

標記の件について、貴殿より令和4年2月2日付けで申請のありました「契約承継願」につきまして、下記のとおり承諾します。

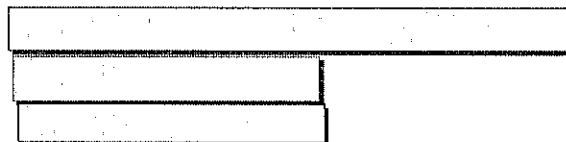
記

1 承継を承諾する契約

件 名 立石駅周辺地区賑わい創出推進業務委託（特命随意契約）
契約金額 12,008,700円
契約年月 令和3年7月8日
履行期間 令和3年7月9日から令和4年3月18日

2 承継者

住 所
会社名
氏 名



3 承継年月日

令和4年1月18日

問い合わせ

葛飾区都市整備部都市計画課
立石駅周辺地区街づくり事務所



決	課長	係長	主査	係員
裁				

文書番号 (委託番号)	第 号
----------------	-----

業務計画書

令和 4 年 10 月 12 日

葛飾区総務部契約管財課長
柏原 正彦

殿

住所

受託者

氏名

下記委託について別添 業務計画書 を提出します。

文書番号 (契約番号)	5600007653-00-00		
件名	立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託		
委託場所	葛飾区指定の場所		
契約金額	¥ 11,990,000 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 1,090,000)		
契約年月日	令和 4 年 10 月 11 日	履行期限	令和 5 年 3 月 17 日



業務計画書

立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託

令和4年10月



1. 業務概要

I 件 名 立石駅周辺地区賑わい創出検討業務委託

II 履行期間 令和4年10月12日から令和5年3月17日までとする。

III 対象地区 立石一丁目15番及び16番の一部、17～22番

立石四丁目22番、23番、25番、26番

立石七丁目1番、2番

IV 目 的

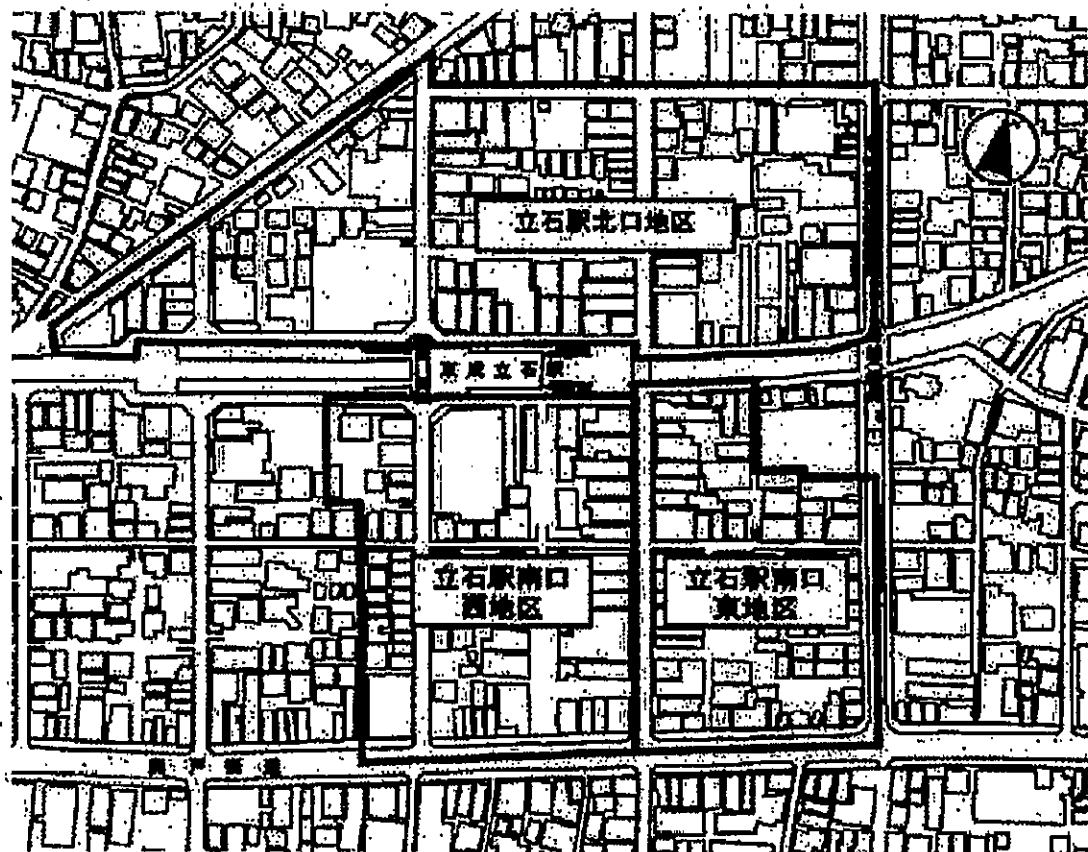
立石駅周辺は、東京都が定める「防災都市づくり推進計画」の整備地区「立石・四つ木・堀切地域（約433ha）」、「防災街区整備方針」の防災再開発促進地区「立石地区（約90ha）」内に位置し、木造密集市街地の改善による防災性の向上が必要であることから、京成押上線の連続立体交差事業（四ツ木駅～青砥駅間）及び都市計画道路補助274号線整備事業と合わせた、駅周辺の一体的な整備が検討されている。

現在、地元権利者が主体となって、賑わいの創出や防災性の向上、居住環境の充実に図ることを目的に3つのエリアで再開発事業による街づくりが進められており、立石駅北口地区においては市街地再開発組合が、立石駅南口東地区及び南口西地区においては市街地再開発準備組合が設立されている。また、立石駅南口地区において東西地区一体で街づくりを進めることを目的として、立石駅南口地区まちづくり連絡協議会が設立されている。

区では、これまで各地区に対する支援を行うほか、事業完成後も立石のまちの魅力を継承・発展させながら、さらなる賑わいを継続的に創出し、持続可能な街づくりを行う方策等を具現化するため、立石駅周辺地区におけるエリアマネジメント及び賑わい創出について調査を行ってきた。こうした調査結果から、3地区の連携による賑わいのある商業環境の形成を含めたエリアマネジメントの実現が今後の立石駅周辺地区における持続可能な街づくりの実現に向けた課題であることが示されている。

令和4年度は、今後の活動を円滑に進められるよう、3地区の連携による賑わいのある商業環境の形成に向けた調整・支援を行うとともに、立石駅周辺における賑わい創出に繋がる方策等の提案及び検証を行うことを目的とする。

V 業務位置図



2. 実施方針（基本方針／委託内容の項目ごとの実施手順・方法）

立石駅周辺3地区の連携による賑わいのある商業環境の形成に向けて、各地区の再開発組合及び準備組合と3地区連携に向けた調整を重ねるとともに、賑わい創出に繋がる「バランスの取れた商業計画」の作成を含めた複数の提案とその検証を行う。

***黒太字は、具体的な手法を記述**

(1) 賑わい創出に繋がる提案・検証

立石駅周辺3地区において現在検討されている商業計画等（以下、「現計画」という。）をふまえ、賑わい創出に繋がる提案及びその効果等の検証を行う。

- ① 現計画における地区ごとのコンセプト設定やキーテナントの配置等を考慮した、3地区一体での賑わい創出に繋がる「バランスの取れた商業計画」の提案（3案以上）。

→3地区が掲げるコンセプト、商業テナント誘致策について各地区事業者へのヒアリングが必要。その上で、地区毎の特色を活かしつつ、立石駅周辺地区全体としてのバランスと、魅力を強化・補完すべく新しいファクターの提案を行い賑わい創出をめざす。

- ② 立石駅周辺における、来街者獲得に繋がる「ソフト面での要素（企業とコラボしたイベント等の開催、情報発信等）」の提案（3案以上）。

→上記①に関連し、地区毎の特色を活かすイベントの創造と実現に向けた企業の選定を行いその可能性を模索する。イベントの主旨・特性に合う広報・PR手法等についても検討し、提案する。

- ③ 上記提案による効果等（期待値・持続力・可変性など）の検証・整理。

→①、②の提案の効果・正当性を先進地の他所事例等を引用し、また誘致候補となるテナントへ訪問、ヒアリングし入居の可能性を探った上で、3地区権利者は元より、事業者等の理解を得やすい成果物を作成する。

- ④ 現計画及び上記①、②の提案による要素をふまえた「3地区一体での賑わい創出イメージ(案)」の作成。

→上記を総括した上で、エリアとしてバランスを考慮した、賑わいの実現に向けた要素を盛り込んだ将来像をビジュアル化する。

(2) 3地区の連携に向けた調整・支援等

立石駅周辺における将来的なエリアマネジメント組織の設立及び3地区で連携した商業環境の形成を目指して、ロードマップ等の作成・検討を行う。

- ① 各地区における想定事業スケジュールを基に、エリアマネジメント組織が自主的な運営を継続できるまでの期間を対象として、実施すべき調整事項・手順等を取りまとめた「ロードマップ(案)」を作成。

→3地区毎の進捗と計画をヒアリングし、事業全体の進捗を総括した表を作成する。フェーズ毎で必須となる課題・要素を抽出し、実行期間を考慮した工程表(ロードマップ)を作成する。

- ② ①で作成したロードマップをふまえ、各ポイント(権利交換計画認可など)における3地区事業者間で共有及び調整すべき事項について整理・検討。
→ロードマップの活用により事業全体の可視化を図り、実行時期の明確化と施策の整理を行い、各地区への適切な対応をめざす。

- ③ ①で作成したロードマップをふまえ、工事期間等における賑わいの継続に向けて、エリアマネジメントの観点から実施可能な活動等の提案。
→工事期間中の賑わい停滞対策として、工事業者等との協調によりエリア内の空地活用の可能性を探る。イベント開催による周辺住民等への再開発への期待感の造成と、イベントに携わる人材を模索・育成する事で、将来のエリアマネジメント組織作りの足掛かりとする。

(3) 上記業務のとりまとめ

→総括と課題の抽出。課題においては、対応策も作成し、次年度以降実行できる成果物とする。

3. 業務行程

工 程 表

【件名】 立石町周辺地区画おいて出た裁判事務

種 別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
契約中に繋がる状況、提案								
①は地区一休での細かい・急ぎに繋がる提案計画の提案								
②東側有隣接に繋がるソフト面での提携の提案								
③④⑤⑥⑦による結果（持許証・持許力・可塑性等）の検証・再考								
⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿								
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿								
3地区の連携に向けた調整・支援等								
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿								
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿								
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿								
取組内容								
出 来 高	2%	1.5%	2.5%	2.8%	2.5%	6%		

4. 業務組織計画

(1) 業務実施体制・担当者

組織体制は以下のとおり。

責任者：
主任技術者
担当技術者
担当者

(2) 実施場所／連絡先／緊急時連絡体制

- ①実施場所： を拠点とし、本業務対象地区
②連絡先：
③ 緊急体制：
④緊急時連絡先：責任者

5. 成果品

(1) 成果品一覧／

- ①報告書（A4判製本） 5部
②電子データ一式（CD等電子記録媒体） 2部

(2) 納期・納入場所／

2023年3月17日までに、葛飾区都市整備部都市計画課立石駅周辺地区街づくり事務所ご担当者様宛てに、所定の仕様による報告書を提出

6. その他（使用する主な図書・基準／ほか）

平成27年度国勢調査、東京都および葛飾区が発表済人口統計調査、京成電鉄が公表している駅乗降者数調査結果等をマーケットの基本データとして使用する予定

立石駅周辺地区街づくり検討業務委託（債務負担行為） 参加希望申請要件等

本件は「公募型指名競争入札」です。参加を希望する場合は「希望申請案件一覧」から希望票を作成し提出するほか、希望票に提出書類を添付するか、又は郵送等・FAXにより提出してください（窓口への持参不可）。希望票は指名業者選定の参考としますが、希望票を提出しても指名されるとは限りません。

第1 要件

- 1 平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に、以下の全ての業務を受注し、完了した実績があること。
 - (1) 葛飾区が発注する駅周辺における再開発事業の支援又はエリアマネジメントの検討を行う業務
 - (2) 国又は葛飾区を除く地方公共団体（公社及び公団等※を含む）が発注する東京都内（葛飾区内を除く）の駅周辺まちづくりを支援する業務
※公社及び公団等とは、印紙税法別表第二に記載のある非課税法人等とする。
（「物品買入れ等競争入札参加資格申請の手引き」32・33 ページ参照）
 - (3) エリアマネジメント活動を支援する業務
 - (4) 街づくり組織等（街づくり協議会、エリアマネジメント検討組織、エリアマネジメント法人など）の設立及び運営に従事する業務
- 2 葛飾区における物品の買入れその他の契約の競争入札参加資格の有資格者〔東京電子自治体共同運営電子調達サービスの資格審査申請から登録申請を完了し、物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票を交付されているもの。〕で、営業種目「123：都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。

第2 希望票に添付する書類

- 1 「第1 要件 1」に記載の業務を受注した実績がわかる契約書等の写し（契約書の表紙及び要件を満たす業務内容を確認できる部分等）
- 2 申請期限
 - (1) 希望票送信期限
令和5年10月13日（金）12時
 - (2) 提出書類の郵送等による提出期限
令和5年10月16日（月）必着

第3 発注図書の受領

指名通知後、発注図書等を受領しないで入札書を提出すると、入札書が無効になりますので、必ず発注図書確認欄が「受領済」になったことを確認してください。発注図書等に添付書類が複数あるときは、すべて受領しないと「受領済」になりませんので、ご注意ください。

業者基本情報

申請情報 基本情報 代理人 経営状況 申請種目 ISO等 印刷機 関係会社 申請事務担当 取消

申請情報

受付番号		企業規模	中小
新規/継続	新規	組織形態	単独
有効期限年月	2024年03月	産業分類	サービス業
従業員数	1名	身体障害者 多数雇用 企業区分	
適用年月日	2022年09月01日	受付票シリアルN	
審査担当自治体	葛飾区		
申請先自治体	葛飾区		

上へ

基本情報

商号又は名称	フリガナ 名称	
本店所在地	郵便番号 所在地	
登記上の本店所在地	所在地	
代表者	フリガナ 氏名 肩書き	
	代表取締役社長	

上へ

代理人・担当者情報

	使用印区分	
	所属 氏名	
担当者	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

上へ

経営状況情報

資本金	
自己資本	
総売上高	
流動資産	
流動負債	
総資産	
法人事業税	
法人税(所得税)	

1,000千円

消費税及び地方消費税

0千円

設立登記年月日

営業年数

1年

総従業員数

1名

従業員数

高齢者(55歳以上)

0名

障害者数

0名

上へ

申請種目情報

種目コード	種目名	売上高合計	都区市町村売上高	他官公庁売上高	共同格付	独自格付
123	都市計画・交通関係調査業務					
	合計売上高					
	申込種目以外の売上高					

上へ

ISO等情報

ISO9000
環境マネジメントシステム
(ISO14001、エコアクション21、
エコステージ、KES)

上へ

印刷機情報

機種名	性能	台数
4色以上台数	2・3色以上台数	
単色台数	製本部門	
製版部門	出張校正室	

上へ

関係会社

受付番号	商号又は名称	区分	比率
			上へ

申請事務担当

申請事務担当者名
電話番号

上へ

取消

取消日
取消理由

取消区分

上へ

<60>

実績調査票

立石駅周辺地区臨わい創出検討業務委託

注意「第1 要件1」及び「第1 要件2」に該当する契約案件、「第1 要件3」に該当する配置予定者を記入ください。

案件	契約件名	発注者	契約金額	履行期間	主任技術者	担当技術者
1 / 2	立石駅周辺地区にぎわい創出支援業務委託	東砺区	4,802千円	令和2年11月～令和3年3月		
1 / 2	立石駅周辺地区臨わい創出検討業務委託(特定地域振興)	東砺区	12,008千円	令和3年7月～令和4年3月		
1 / 2			千円	年 月～ 年 月		
1 / 2			千円	年 月～ 年 月		
1 / 2			千円	年 月～ 年 月		
1 / 2			千円	年 月～ 年 月		
1 / 2			千円	年 月～ 年 月		
配置予定者						
可能な範囲でご記入ください。						

* 令和4年1月18日付け、[REDACTED]より事業承認

9/27
[REDACTED] 石巻市
配置予定者モ「E」じいのこと。